

中小企業近代化対策の新たな展開

——県中小企業情報センターが発足——

八〇年代を迎えて

八〇年代の経済をとりまく環境は、七〇年代以上に不透明、不安定といった厳しい状態が続くと言われております。中小企業についても、経済の国際化、技術革新の加速化、需要構造の変化など従来とは比較にならない程複雑で変化の激しい環境下にあります。

このため中小企業にとっては、体質強化等積極的な対応を迫られるということが予測されます。

中小企業がこのような状況の中で、企業経営のために必要とする情報は、ますます多様化し増大しております。従っ

て、こうした中小企業の情報需要に的確、迅速に適応するために、中小企業に対する情報支援体制の整備と充実が求められています。

県においても、このような現状をふまえ、中小企業に対する情報化推進の中核的役割を果たし得る情報提供機関として「熊本県中小企業情報センター」を七月一日に開設いたしました。

今回は、中小企業の情報について県民の皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

情報センターの必要性

中小企業の振興、指導及び育成を日頃推進して感じて居ることは、中小企業は工業・商業・サービス業を問わず相対的に規模が小さいことよって、有能な人材の確保とか、経営を管理する力、対外的な信用力、技術の開発力、そして、情報の収集力が弱く、これに伴う生産性の格差は、規模の大きい企業と比べ拡大の傾向にあると思われれます。

して設備の近代化や業種別構造の高度化をはじめ各種の研修、情報の提供等の事業を進めているところです。

こういった格差を出来るだけ縮小するために県においては、中小企業振興策と

情報の提供事業についても、これまで県からの「くまもと中小企業ニュース」とか、中小企業振興公社の「振興公社だより」、中小企業団体中央会の「中央会だより」、さらには地元商工会議所や商工会からの「会議所報」や「商工会だより」等の情報紙が発行されておりますが、数多く出されてはいるものの、各機

関、各団体との間に連携と申しますか、総合性に乏しく、かゆいところに手の届く情報が得られなかったという面が見受けられる現状にあると言えます。

従って、地域の中小企業が真に必要なとする情報や、商工指導団体が現に必要なとする情報を必要とする時に、新しい企画

に基づく情報を提供するために、県中小企業情報センターを設置しようという気運が商工・経済団体からも盛り上ってまいりました。県でも、このような現状をふまえ、商工・経済団体と相携えて七月一日開設に向け一歩一歩準備を進めていたものです。

情報センターとの情報紙の内容との調整がはかられることにより記事の重複は避けられることとなります。

中小企業者の要望に応えるために

県中小企業情報センターの性格づけは、地域における情報活動の中核として、各機関と密接なる情報収集及び情報提供のネットワークを組み、その地域の中小企業向け情報を収集、加工のうえ創出（地域向けに創り出す）し、定期的に、または相談に応じて提供するという機能をねらいとしています。

従って、情報の流れをスムーズにする調整機能を持つもので、商工指導団体と

情報センターとの情報紙の内容との調整がはかられることにより記事の重複は避けられることとなります。

また、工業・商業・サービス業の各業種別ごとに地域における種々の問題点に対する調査・集計、分析を行い、概況を報告するといったオリジナル調査も実施することとしていますので、各方面からの要望がかなり実現されることとなります。

情報センターの機能・組織・運営

地域の中小企業情報センターは、県、商工・経済団体等が人的、資金的に協力して法人として設置する、ということになっており、本県では、財団法人、熊本県中小企業振興公社（熊本市水前寺六丁目五ノ一九（電話）〇九六三〇六一三四）に新たに情報室を設けて中小企業情

報センターの業務を行うこととなりました。機能としては、
①情報の流れをスムーズにする調整機能
②中小企業者の情報需要に対応して情報を創出する機能



▲ 情報センターが設置された住宅供給公社ビル

③中小企業者の情報需要を予測して情報を蓄積し、検索できるようにする機能

④情報を活用した相談指導・情報サービスの機能
⑤中小企業者の情報活動を促進する機能

の五つの機能を持つこととしております。

従来、中小企業振興公社では、次の三つの事業を行なっていました。
①小規模企業者に代って公社が機械設

情報センターの業務内容

まず、情報の収集、提供機能を果たすために
⑦情報誌「中小企業情報くまもと（仮称）」十六頁、毎月一回の発行

備を購入し、低利長期の割賦販売によって譲渡する設備貸与事業。
②仕事を受注したい企業、仕事を発注したい企業の方は、同公社に登録していただき、この登録に基づいて、下請取引の紹介及びあっせんを行う下請企業振興事業
③スーパー資本の出店攻勢に揺らぐ小規模商店、都心部での立地難、公害対策に頭を痛める小工場は、各種の制度融資も利用しにくく、これらの人に代って公社が工場団地、共同店舗を建設して分譲する小規模企業高度化促進事業。
今回これらの業務に加えて、情報事業を組み入れることになり、細部にわたっては、情報室を設け、専従の職員（四人）が県中小企業情報センターの仕事を受け持っています。
運営の方法は、県、商工・経済団体との緊密なる連携を図って、中小企業者のニーズに応じた多くの必要な情報を収集、提供するため、関係機関、団体との間に情報ネットワークを組むこととしております。

④熊本の地域に合ったオリジナル情報提供の発行。情報資料のコピー・サービス。情報目録の作成。ファクシミリを使い東京の中小企業団や全国十